

平成29年第2回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成29年2月24日（金）午後2時30分
議会棟A B会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺 岸 勝 志

2番 成 島 誠

3番 大 炊 三 枝 子

4番 中 野 栄

5番 大 井 栄 一

6番 根 本 博

7番 田 村 星 寿

8番 宮久保 勝

9番 三 須 清 一

10番 須 藤 喜一郎

4. 出席農地最適化推進委員

川 口 浩

日下部 一 利

香 取 典 夫

渡 邊 一 郎

加 賀 文 志

田 村 正 明

斎 藤 剛 廣

長 島 操

5. 出席事務局職員

局 長 渡 辺 唯 男

次 長 成 嶋 文 夫

次長補佐 落 合 敦

農地係長 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 我孫子市農地利用最適化推進委員規程の改正（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 ただ今から平成 29 年第 2 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3 番 大炊三枝子委員

4 番 中野栄委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 7 件で、再設定が 4 件です。

議案第 3 号は「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の改正（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 2 月 24 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,203m²です。JR〇〇駅の北側約 2 km に位置しています。位置図は議案資料の 8 ページをご覧ください。

所有権の移転です。譲受人は株式会社歩屋で経営拡大のために行うものです。事業計画では所有する土地を家庭菜園 30 区画として利用者と技術習得のための菜園利用契約を 1

区画当たり年間〇〇万円で行うもので、毎月1名ずつ利用者を増やし、3年後にはすべての区画で契約を行うとするものです。

資料の7ページをご覧ください。

歩屋は「大気中の常在菌を活用し、無肥料及び無農薬で野菜を栽培する畑の造成方法」で特許を取得しています。なお、同社は農地等の権利を新たに取得することになることから農地所有適格法人としての四つの要件を満たす必要があります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本第1調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査及び市役所事務所内でヒアリングを行い、農地所有適格法人の要件及び農地法3条2項各号について審議しました。

まず、農地所有適格法人としての四つの要件についてです。

一つ目が「法人形態要件」です。資料の14ページをご覧ください。歩屋は株券を発行していない株式会社で、公開会社ではありませんので問題ありませんでした。

二つ目が「事業要件」です。法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であることが必要です。この法人は定款に目的として「農産物の生産、販売並びに輸出入」と記載されていること、提出された法人税の申告書及び計画書では売り上げのすべてが農業収入であることから、事業要件も問題ないと判断しました。

三つ目の「議決権要件」、四つ目の「役員要件」です。法人の農業常時従事者は2名で、そのうち役員は1名で、発行株数のすべてを所有しています。その役員の農業従事日数は200日です。議決権のある役員の名が農業関係者で農業従事日数が150日以上なので、議決権要件、役員要件ともに問題ありません。

続いて、所有権移転に関する要件ですが、譲受人株式会社歩屋の経営耕地面積は借用地が約1.3ヘクタールです。農作業従事日数は役員が年間200日で、正社員一人が240日です。耕運機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件、地域調和要件も満たしていること、及び、農地所有適格法人のすべての要件を満たしていることから農地法3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員、お願いします。

嶺岸勝志委員 すごいというか、素晴らしい経営体をご紹介いただいたというような観点で質問ということになるのかどうかですが、この経営体のトップが我孫子市なんですね。

三須清一会長 はい、はい。

嶺岸勝志委員 ですよ。それで、経営そのものの組織自体は柏市ということですかね。

三須清一会長 今、そこの名前何というんですかね、現地を見たところでは柏で 5 反ぶりと、それから我孫子でもそれと同等の農地をとりあえずは耕作していました。

嶺岸勝志委員 この経営体の、むしろある意味で質問したわけですが、経営体そのもののこのような技術を持ってご努力されている経営内容と、当然これは担い手として、事務局に聞いたほうがいいのかもかもしれませんけども、担い手として位置付けられているのは当然かと思っているんですが、それでよろしいでしょうかね。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

ほかにご意見ありますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号整理番号 1 を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 1 は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 9 及び 10 については大井栄一委員が利用権設定者となっております。大井栄一委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限がありません。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年2月24日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は29ページからとなります。整理番号1から7までが新規の賃借権設定で、整理番号8から11までが賃借権の再設定です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇地先の田3筆、合計面積は5,989m²です。借受者は〇〇市の農業者、貸付者も〇〇市の方です。賃借料は10アール当たりうるち米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は1,305m²です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は2,172m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇市の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は3年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は2,938m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇町の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号5の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は396m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号6の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は404m²です。借受者は整理番号2と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号7の設定農地は〇〇〇地先の田4筆、合計面積は8,812m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリ一等米〇〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号8の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は1,209m²です。借受者はNPO法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

整理番号9の再設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は1,162m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万〇、〇

〇〇円で、期間は 10 年間です。

整理番号 10 の再設定農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 1,210m²です。借受者は整理番号 9 と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 11 の再設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,032m²です。借受者は〇市の方で、貸付者も〇市の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 3 年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 整理番号 1 の借受者の経営面積は自作地が約 1.9 ヘクタールです。農業従事日数は本人と子がそれぞれ年間 150 日で、妻が 90 日、母が 60 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 2 から 6 までの借受者の経営面積は借受地を含め、約 20.36 ヘクタールです。農業従事日数は本人と子がそれぞれ年間 330 日で、妻が 60 日、母が 30 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 7 の借受者の経営面積は借受地が約 2.2 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 150 日で、父が 100 日、妻が 50 日、子供二人がそれぞれ 10 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 8 の借受者の経営面積は、借受地が約 0.75 ヘクタールです。農業従事日数は会員 20 人により延べ 250 日です。

整理番号 9 及び 10 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 7.9 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 11 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 6.4 ヘクタールです。農業従事日数は、本人と妻がそれぞれ年間 300 日で、子が 200 日、子の夫が 300 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 11 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号の整理番号9及び10を除く整理番号1から8まで及び11に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 整理番号8のNPO法人手賀沼トラストがこれを借り受けて、実際には何を作るのでしょうかね。

事務局 根戸新田のところでやっているんですけど。手賀沼沿いですね。今やっているのは水稻が大体2,000m²ですか。あと景観作物としてひまわりと菜の花、それといろいろな野菜を3,000m²ほどやっています、ソバとか、そういうのもやっていますね。

嶺岸勝志委員 ソバ？ ソバもね。これ、手賀沼トラストの構成員はどれぐらいなんですかね。

事務局 構成員が20名ほどいます。

嶺岸勝志委員 20名ですか。

事務局 はい。常時農業に従事している一人が年間63日やっていて、あの方はさまざまですね。

嶺岸勝志委員 ありがとうございます。なぜ聞いちゃったかという、沿道沿いに手賀沼トラストの看板があつたりしているものですから、具体的にこういうことを借り受けてやっているんだなというのを正直初めて知ったという次第でございまして、そういう意味で質問させていただきました。

三須清一会長 よろしいですか。

嶺岸勝志委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号の整理番号1から8まで及び11について採決します。決定するこ

とに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1から8まで及び11は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第2号の整理番号9及び10に対する質疑に入ります。

大井栄一委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただけます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(大井栄一委員、退室)

ただ今の9及び10に対するご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ないですか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第2号の整理番号9及び10を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号9及び10は原案どおり決定することとしました。

大井委員には自席に戻っていただきます。

(大井委員が席に戻ったことを確認)

根本調査会長は自席にお戻りください。

続いて、議案第3号「我孫子市農地利用最適化推進委員規程の改正(案)について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

「東葛ふたば農業協同組合」が「ちば東葛農業協同組合」と平成29年4月1日付けで合併し、新たに名称が「ちば東葛農業協同組合」となるため、表中の第4条(3)のアの名称を太字で記載のとおり「ちば東葛」と変更するものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手

をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号について採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり改正することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号の1件です。

報告第1号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は宅地が5件で、貸し倉庫用地が1件です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成29年第2回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人